

## 1 4 振動規制法に基づく規制基準等

### (1) 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種 区 域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

### (2) 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機等を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	75デシベル	午後7時	午後10時	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁止
備 考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に作業を行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、振動規制法の指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（工業地域においては、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲の概ね80mの区域内に限ります。）です。

2 「2号区域」とは、「1号区域」以外の区域です。

### (3) 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル